

指定製品に係る勧告措置の具体的な運用方針（案）

令和 2 年 2 月 1 4 日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

I. 目標値を守れなかった場合の勧告について

フロン排出抑制法第 13 条第 1 項に規定する「使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告」の手続は、以下のとおりとする。

フロン排出抑制法（抜粋）

（使用フロン類の環境影響度の低減に関する勧告及び命令）

第十三条 主務大臣は、・・・使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 3 条に定める要件を満たす指定製品の製造業者等が一つ又は複数の区分において目標基準を達成できなかった場合には、経済産業省（以下「経産省」という。）は、当該製造業者等に対して、未達成区分の目標基準、未達成区分における当該製造業者等の環境影響度の計算結果、当該製造業者等の未達成程度等について、書面にて通知する。
- (2) 当該製造業者等は、通知から 60 日以内に、目標基準に至らなかった理由、目標基準達成のために講じた又は次の一年間に講ずる予定の措置の詳細を説明する報告書を経産省に提出する。また、当該製造業者等が希望する場合には、経産省に対して面談を要請することができる。
- (3) 上記要請があった場合は、経産省は報告書を受領してから 60 日以内に、当該製造業者等と報告書の内容等について話し合うための面談を行う。
- (4) 経産省は、当該製造業者等の報告書において示された理由及び措置の妥当性について総合的な評価を行う。

- (5) 上記評価において、当該製造業者等の講ずる措置が不十分であると判断される場合には、経産省は、法第13条第1項の規定により、報告書を受領した日から一年以内に、当該製造業者等に対して、未達成区分における当該指定製品の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告を上記の不十分と判断した理由の説明を附して、これを書面にて行う。なお、経産省は、法第13条第2項（公表及び命令）に規定する措置を行う前に、当該製造業者等が当該勧告を受領してから12か月間を与えることとする。
- (6) 上記猶予期間の経過後、当該製造業者等が当該勧告に係る措置を講じなかったと判断される場合には、経産省は、法第13条第2項（公表及び命令）の規定により、当該製造業者等が当該勧告に従わなかった旨の公表及び施行令第2条に定める審議会の意見を聴いて、当該製造業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。

Ⅱ. 表示をしていなかった場合の勧告について

フロン排出抑制法第15条第1項に規定する「使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告」の手続は、以下のとおりとする。

フロン排出抑制法（抜粋）

（表示に関する勧告及び命令）

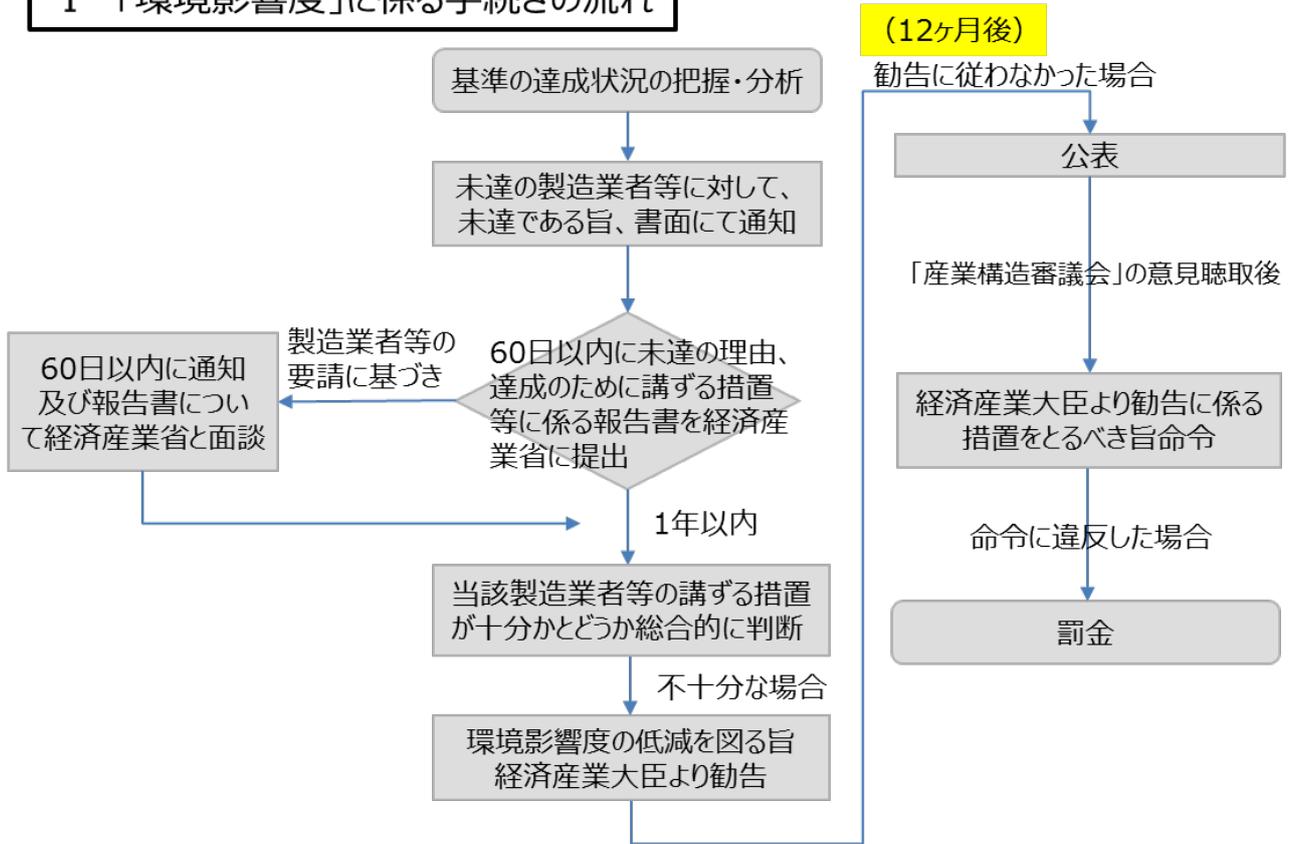
第十五条 主務大臣は、・・・使用フロン類の環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について・・・、使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 経産省は、表示に対して責任を有すべき製造業者等に対して、告示されたところから表示が行われていない内容等につき書面で通知する。
- (2) 当該製造業者等は、通知から60日以内に、告示されたところから表示が行われていなかった理由、告示されたところから表示を行うために講じた又は次の一年間に講ずる予定の措置の詳細を説明する報告書を経産省に提出する。また、当該製造業者等が希望する場合には、経産省に対して面談を要請することができる。
- (3) 上記要請があった場合は、経産省は報告書を受領してから60日以内に、当該製造業者等と報告書の内容等について話し合うための面談を行う。

- (4) 経産省は、当該製造業者等の報告書において示された理由及び措置の妥当性について総合的な評価を行う。
- (5) 上記評価において、当該製造業者等の講ずる措置が不十分であると判断される場合には、経産省は、法第15条第1項の規定により、報告書を受領した日から一年以内に、当該製造業者等に対して、告示されたところに従って表示すべき旨の勧告を、上記の不十分と判断した理由の説明を附して、これを書面にて行う。なお、経産省は、法第15条第2項(公表及び命令)に規定する措置を行う前に、当該製造事業者等が当該勧告を受領してから6か月間を与えることとする。
- (6) 上記猶予期間の経過後、当該製造業者等が当該勧告に係る措置を講じなかったと判断される場合には、経産省は、法第15条第2項の規定(公表及び命令)により、当該製造事業者等の氏名等の公表及び施行令第3条に定める審議会の意見を聴いて、当該製造事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。

以上

I 「環境影響度」に係る手続きの流れ



II 「表示」に係る手続きの流れ

